

補正予算の見直しに当たって地域の実態に十分な配慮を求める

極めて厳しい経済・雇用情勢が続く中、新政権においては平成21年度補正予算の見直し作業が進められている。

この度、見直しに当たっては地域経済や国民生活等に与える影響も勘案するという考え方とともに、地方公共団体が実施する各種の基金事業については一時留保の対象外とする方針が総理から示されたところであるが、我々はこの考え方を評価し歓迎する。

我々地方は、経済・雇用対策には一刻の猶予も許されないとの認識の下、国の補正予算を前提に既に全力を挙げて必要な事業を実施しているところである。

地方関連予算の見直しに当たっては、なお下記の点に留意され、地域の経済・雇用に十分に配慮することを強く求める。

記

- 1 地方公共団体が実施する各種の基金事業は、失業者に対する雇用機会の創出、介護職員の処遇改善、地域医療の再生など数年間継続して実施することにより事業効果が安定的かつ着実に発揮されるものであり、基金は初年度だけでなく全ての年度分について維持すること。
- 2 「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」は、極めて厳しい地方財政の下地域の実情に応じた活性化策や公共投資を円滑に実施するため不可欠な財源であることから維持すること。
- 3 「地域産学官共同研究拠点整備事業」は、産学官が連携し地域活性化の核として不可欠なネットワークの中心となる重要な拠点を構築するものであり、地方の創意工夫を生かした形で実施できるよう維持すること。

平成21年9月29日

全国知事会

会長 麻生 渡